

# ※ 麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第○○○○○○号	免許年月日	(有効期間開始日) ○年△月△日
(該当するもの全てに○をすること)				
変更すべき事項		<input type="checkbox"/> 麻薬業務所・氏名・住所・従施設所在地 <input type="checkbox"/> 従施設名称・従施設の追加・従施設の削除		
変更前	麻薬業務所	所在地	〒123-4567 ○○市××町△△	
		名称	○○病院	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては名称)			
従たる施設	所在地	〒 該当なし		
	名称	該当なし		
変更後	麻薬業務所	所在地	〒234 5678 ○○市▼▼町××	
		名称	●●病院	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては名称)			
従たる施設	所在地	〒234-5689 ◎◎市▽▽町××		
	名称	××診療所		
変更の事由及びその年月日		(変更の事由) 転動のため (変更年月日) ○○年 ○月 ○日		
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届出します。 <div style="text-align: center;">           年 月 日            住 所            氏 名            和歌山県知事            保健所長 様         </div>				

変更事由の生じた日から15日以内に届出してください。  
 麻薬施用者の業務所変更により、前業務所が麻薬診療施設でなくなる場合、前施設において麻薬所有届の提出が必要です。

## 1. 添付書類

- ①麻薬 \* 者免許証 (原本) ( \*卸売業・小売業・施用・管理・研究 )
- ②遅延理由書 (届出期限 (変更が生じた日から15日以内) を経過している場合のみ)
- ③紛失理由書 (免許証を紛失した場合のみ)

## 2 記載上の注意事項等

### (1) 提出部数

和歌山市内は薬務課へ1部、他は保健所 (支所) へ2部 (1部はコピー可)

麻薬小売業者・麻薬卸売業者については保健所 (支所) へ1部

### (2) 免許証の番号・免許年月日欄には、麻薬取扱者免許証の番号・有効期限の開始年月日を記載すること。

### (3) ※印の空欄には次のうち、何れか該当するものを記入すること。

卸売業・小売業・施用・管理・研究

### (4) 変更すべき事項の欄には、該当するもの全てに○をすること

### (5) 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

### (6) 変更の事由及びその年月日の欄には、具体的な理由及び変更の生じた日を記載すること。

### (7) 申請者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 3 留意事項

### (1) 届出の期限：事由が発生した日から15日以内。

### (2) 従来の業務所が麻薬業務所でなくなる場合は、麻薬所有届 (事由が発生した日から15日以内) の提出が必要。なお、所有麻薬がある場合は、麻薬廃棄届 (事前に薬務課・保健所等と打合せ必要) あるいは麻薬譲渡届 (事由が発生した日から50日以内) を提出し、所有麻薬を処分すること。

### (3) 麻薬施用者が従たる麻薬診療施設を追加・変更する際は、その施設に麻薬管理者の設置されているか確認すること。

### (4) 住居表示の変更による記載事項変更届は必要なし。